

CFD 取引説明書

株 価 C F D 取 引
株 価 指 数 C F D 取 引

株式会社DMM.com 証券
関東財務局長（金商）第 1629 号

《お問合せ先》カスタマーサポート
（電 話） 0120-566-277
または 03-3661-0028
（E-mail） support@svcsec.com

CFD 取引をされるにあたっては、本説明書の内容を最初に読み、十分ご理解の上行っていただくようお願い致します。

CFD 取引は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険を伴う取引です。したがって、取引を開始する場合または継続して行う場合には、本説明書のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分に研究し、ご自身の資力、取引経験および取引目的等に照らして適切であると判断する場合のみ、自己の責任において行うことが肝要です。

〈目 次〉

CFD 取引のリスク等重要事項について	2
取引口座の開設及び取引について	4
CFD 取引の仕組みについて	9
取引の方法	9
証拠金について	11
決済等に伴う金銭の授受	12
益金に係る税金	12
その他確認事項	13
CFD 取引及びその委託に関する主要な用語	14
苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	16

本説明書は、金融商品取引業者が金融商品取引法第 37 条の 3 の規定に基づきお客様に交付する書面で、同法第 2 条第 22 項に規定する店頭デリバティブ取引のうち国内外の株式、株価指数を取引対象とする CFD 取引について説明します。

CFD取引のリスク等重要事項について

CFD取引は、元本が保証されたものではありません。CFD取引は取引対象である銘柄の価格の変動により損失が生じることがあります。さらに、取引金額がその取引についてお客様が預託すべき証拠金の額に比して大きいため、その損失の額が証拠金の額を上回ることがあります。

CFD取引についての手数料は無料です。ただし、銘柄ごとに定める最低取引金額未満のお取引については、チケットフィー（小額取引事務管理費）が発生します。手数料についての詳細は、5項をご参照ください。

建玉（ポジション）を決済せずロールオーバーした（翌営業日に持ち越す）場合、日歩（金利）が発生します。詳しくは5項をご参照ください。

CFD取引は、すべて日本円での決済となりますので、外貨建て銘柄のお取引は、為替レートの変動に影響を受けます。

CFD取引は、お客様が注文執行後に当該注文に係る契約を解除すること（クーリングオフ）はできません。

当社は、お客様の相手方となって取引を成立させます。（相対取引）お客様との取引から生じるリスクの減少を目的とし、カバー取引を次の業者と行っています。

SAXO BANK A/S 銀行業：デンマーク金融監督局

お客様からお預かりした証拠金は、日証金信託銀行株式会社に金銭信託を行う方法により、当社の自己の資金とは区分して管理を行っています。

お客様の純資産額が証拠金使用率の所定の水準に達したときは、損失を被った状態で建玉（ポジション）がストップアウト（ロスカット）されることがあります。また、その損失の額が証拠金の額を上回ることがあります。

特殊な状況下（天変地変、戦争、テロ、政変、為替管理政策の変更など）においては、レートが表示が困難となる可能性があり、その為お客様のお取引が困難または不可能となる可能性があります。

システムの不具合（お客様、当社、カバー取引先、通信会社、プロバイダーなどの通信回線、通信機器、コンピュータ等の不具合など）により、一時的又一定期間にわたって注文の発注、執行、確認、取消しなどが行えない可能性があります。

システムを利用する際に用いられるユーザーID、パスワード等の情報が、窃盗、盗聴などにより漏れた場合、その情報を第三者が悪用することによりお客さまに損失が発生する可能性があります。

取引口座の開設及びお取引について

お客様が当社に CFD 取引口座の開設及び取引をする際の手続きの概要は、次のとおりです。

1. 口座開設

①CFD 取引口座（以下「本口座」といいます。）の開設にあたっては、はじめに当社から電磁的方法(PDF ファイル)により交付する契約締結前交付書面（CFD 取引説明書（以下、「本説明書」といいます。））をよくお読みになり、取引の特徴、仕組み、リスク等を十分理解し「CFD 取引約款」（以下、「本約款」といいます。）に掲げる全ての事項に承諾していただき、当該お取引について自己責任で行う旨の「CFD 取引口座設定約諾書」に承諾していただく必要があります。同様に「書面の電子交付に関する同意書」に同意が必要となります。なお、反社会的勢力について以下の点を誓約していただきます。

- ・現在、且つ将来にわたっても暴力団員・暴力団準構成員・総会屋・社会運動標榜ロゴ等の反社会的勢力に該当しないこと。
- ・現在、且つ将来にわたって、反社会的勢力の企業の役職員ではないこと。
(法人の場合は、現在、且つ将来にわたっても、役職員が暴力団員・暴力団準構成員・総会屋・社会運動標榜ロゴ等の反社会的勢力に該当しないこと。)
- ・自らまたは第三者を利用して、暴力的な行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし又は暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し又は当社の業務を妨害する行為等を行わないこと。
- ・マネーロンダリング等の公序良俗に反する取引、その他不法又は不正の疑いのある取引に利用するために取引を行わないこと。
- ・上記に関して虚偽の申告をし、若しくはいずれかに該当する行為をしたと当社が判断した場合には、取引が停止され、または通知により 口座が解約されても異議申立てをしないこと。また、これにより損害が生じた場合でも、全て自分の責任とすること。

※「反社会的勢力」には、法令その他の事情を鑑み、当社が反社会的勢力と認めたものを含む。

また、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」および同施行令、施行規則の規定に基づき、ご本人である旨の確認書類（※）のご提示をいただきます。なお、法人のお客様は、代表者様および取引責任者様の確認書類が必要になります。

※受入可能な本人確認書類につきましては、当社ホームページ (<http://wwwsvcsec.com>) でご確認ください。

②上記①について承諾および同意いただけましたら、当社所定の口座開設申込書によりお申込（WEB または郵送）いただきます。お申込みいただいた書類を基に、当社規程等に基づき本口座開設の可否を審査し、本口座の開設をお受けできるお客様に「口座開設通知書」を郵送でお送りすることで本口座開設のご通知とさせていただきます（法人のお客様は、会社様の他に代表者様、および取引責任者様。）。同時に本システムに用いる「ユーザーID」、

およびお客様専用の「振込先銀行口座」をご通知いたします（法人のお客様は、E-mail でご通知いたします。）。

なお、「パスワード（※）」につきましては、お客様からの入金当社で確認できた際にお送りするE-mail「ライブ版のお知らせ」において、ご通知いたします。

口座開設をお受けできないお客様に対しましては、口座開設不可のご通知をE-mailでお送りいたします。なお、口座開設不可の理由等の開示はいたしておりません。また、本申込書及び本人確認書類につきましては、お客様からの返還のお申し出がない限り、当社「個人情報保護宣言」に基づき管理、保管させていただきます。

※パスワードは、お客様による変更が可能です。セキュリティ上、定期的に変更してください。

2. 取引開始にあたって

本口座の開設後、当社から通知されたID、パスワードを用い、ログインすることで取引が可能となります。ただし、ダウンロード型の場合、初回のみ当社による認証の確認が必要になります。本システムにログイン後、カスタマーサポート（TEL:0120-566-277 または03-3661-0028 もしくはE-mail:support@svcsec.com）に、ご連絡いただきキー認証を行ってください。

3. 注文の指示

お客様がCFD取引の注文をする際は、当社の取扱時間内に、次の事項を正確に指示してください。

①取引対象銘柄

②ビット（売付）取引、アスク（買付）取引の別

③注文数量

④価格（注文種類）

（成行※、指値、IFD、OCO、IFD&OCO、トレイリングストップ）

⑤注文の有効期限

⑥その他お客様の指示によることとされている事項

4. 決済方法

建玉（ポジション）の決済方法は、反対売買による差金決済みのとなります。建玉（ポジション）の反対に相当する取引が成立した場合、売戻しまたは買戻しとし、取引数量分の建玉（ポジション）が決済されます。決済される建玉（ポジション）の順位は、返済建玉（ポジション）の指定をされなかった場合には、古い順から決済（先入先出法）されます。

なお、有価証券等による受渡し（現引き又は現渡し）決済はできません。

5. 諸費用等

①取引手数料

CFD 取引についての手数料は無料です。ただし最低取引額未滿の取引については、チケットフィー（小額事務管理料）が片道ごとに発生します。チケットフィーは取引通貨ごとに金額が異なり、1,000 円・20USD・12EUR・8GBPとなります。なお、外貨建てで発生するチケットフィーおよび決済損益は、すべて日本円に換算されます。その際、取引に伴う為替コストが発生します。

銘柄ごとの最低取扱金額については、当社ホームページ (<http://wwwsvcsec.com>) でご確認ください。

※決済はすべて円となります。変換レートは、取引時の為替レートを基準に算出した額を用います。

なお、対象銘柄の規制もしくは制度の見直し、または当社の判断により合理的に変更することがあります。

②スプレッド

取引価格は、対象となる銘柄の気配値にスプレッド分が加減された価格となっております。注文画面には、予測 CFD 価格として表示されております。

なお、指値注文は、銘柄の気配値で入力していただきますが、約定価格は注文画面内にある「予測 CFD 価格」の値段で約定します。

③日歩（金利）

「株価 CFD 取引」は、建玉（ポジション）を翌日に持ち越す場合、金利に相当する日歩が発生します。日歩は Libor（London Interbank Offered Rate：借入金利レート）・Libid（London Interbank Bid Rate：預入金利レート）をベースに当社規定レートを調整し計算され、買ポジションに対しては支払金利、売ポジションに対しては受取金利が発生します。ただし、売ポジションを保有していても受取金利が発生しないこともあります。

※日歩は日々計算され、月ごとの合計金額が翌月の第 3 営業日以内に口座残高に反映されます。

④配当金等相当額

「株価 CFD 取引」、「株価指数 CFD 取引」において、配当金等が発生する銘柄を権利確定日に保有していた場合、以下のとおり建玉（ポジション）に相応する配当金相当額が権利付日に取引口座に反映されます。

- ・買建玉（ポジション）の場合＝配当金相当額の受取り
- ・売建玉（ポジション）の場合＝配当金相当額の支払い

6. 取引の成立

CFD 取引が成立したときは、当社は成立した取引の内容を明らかにした取引報告書を電磁的方法によりお客様に交付します。

7. 建玉（ポジション）、証拠金残高等の報告

当社は、取引状況をご確認いただくため、お客様から請求があった場合は取引成立のつど、お客様からの請求がない場合は、四半期ごと（取引成立がない場合は1年ごと。以下「報告対象期間」といいます。）にお客様の報告対象期間において成立した取引に内容並びに報告対象期間の末日における建玉（ポジション）、証拠金およびその他の未決済勘定の現在高を記載した報告書を作成して、お客様に交付します。

8. 電磁的方法による書面の交付

(1)当社とCFD取引を行う場合、当社から交付するすべての書面の交付をWEB上、またはPDF(Adobe Reader)、もしくはE-mailを利用した電磁的方法により受けることに承諾していただきます。

(2)当社は次に掲げる方法により電子交付を行います。

①当社の使用に係る電子計算機とお客様の使用に係る電子計算機とを接続する電気回線を通じて送信し、当社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法。

②当社の使用に係る電子計算機に備えられたお客様ファイルに記録された記載事項を電気回線を通じてお客様の閲覧に供する方法。

(3)電子交付の対象書面

①CFD取引約款及び本説明書

②委託証拠金等の受領に係る書面

③取引報告書

④取引残高報告書

⑤その他お客様に対して交付する書面

9. 障害発生時の対応

システム障害が発生した場合、お客様からの新規注文、決済注文、注文の変更など、全ての注文は受け付けないものとします。

※システム障害時は、当社においてもお客様の口座にアクセスすることが困難となる恐れがあり、そのような状況下において受注を行うことは事故を誘発し、お客様の不利益につながる可能性があるため、当社による電話、FAX、電子メールその他の手段による受注は一切行わないものとします。この場合、それが当社の責に帰する場合も帰さない場合も、それによるお客さまの得るべきであった利益または発生した損失については、当社は一切その責を負わないものとします。

ただし、システム障害発生前の注文は、有効となります。注文の有効の確認は、発注後にポップアップで表示される「取引&注文確認画面」により行うものとします。この注文確認画面は、印字して保存するようお願いいたします。この受注された注文は、アクティビティ記録に表示されますので、システム復旧後にアクティビティ記録をお客様がご覧になって確認することができます。

10. その他

当社からの書面等の内容は必ずご確認の上、万一、記載内容に相違または疑義があるときは、速やかにコンプライアンス部（TEL03-3661-0335）に直接ご照会ください。

CFD 取引の仕組みについて

当社による CFD 取引は、金融商品取引法その他の関係法令を遵守して行います。

取引の方法

1. 取引システムの提供

当社の提供する CFD 取引システム（以下「本システム」といいます。）は、当社がお客様ごとに付与するユーザーID、パスワードを用いて本システムにアクセスし、インターネット環境を利用して行う取引です。ログインする方法は、パソコンを用いダウンロードした本システムからログインする方法または当社ホームページからログインする方法、もしくは携帯電話からログインする方法がございます。なお、インターネットに接続するために必要な通信回線機器、又は契約等についてはお客様が準備するものとします。

2. 注文の執行

当社の提供する CFD 取引の注文執行は、本システムからお客様自身が注文条件等を指示し「発注」ボタンをクリック（※）することで正式に注文が執行されます。

※注文執行は、リアルタイムで提示するレート（価格）と注文執行時のレート（価格）とのタイムラグをなくすため、ワンクリックで執行されます。注文執行前の「確認画面」は表示されませんので、ご注意ください。この発注手法も含め、他社のシステムと異なる取引手法の場合がありますので、お取引を開始する前に、必ず当社が提供する「デモトレード」により、本システムの取扱操作や方法、仕組みなどを十分理解されてからお取引を開始するようにしてください。

3. 取引価格の提示

当社の提供する CFD 取引は、銘柄ごとに買付価格（アスク価格）と売付価格（ビット価格）を同時に提示します。お客様は、当社の提示したアスク価格で買付け、ビット価格で売付けることができます。当社が提示する価格は、カバー先である SAXO 銀行より提示された価格で、SAXO 銀行は市場価格を参考に価格を決定します。当社が提示する価格は、買付価格（アスク価格）と売付価格（ビット価格）に差があり、買付価格（アスク価格）が売付価格（ビット価格）よりも高くなっています。

4. 取引注文の種類

当社の提供する CFD 取引は店頭取引（OTC：Over The Counter）であり、お客様から CFD 取引の注文を受けたときは、当社が相手方となって取引を成立させます。なお、原則当社では、市場リスクヘッジの目的からお客様からのご注文は全て SAXO 銀行にてカバー取引を行います。

5. 成立した取引の受渡日

当社の提供する CFD 取引の受渡日は、当該取引を行った日（当日）です。

6. 取引可能時間

当社の提供する CFD 取引の取引時間の詳細につきましては、当社のホームページ (<http://www.svcsec.com>) でご確認ください。なお、対象銘柄の規制もしくは制度の見直し、または当社の判断により合理的に変更することがあります。

7. 取扱銘柄

当社の提供する CFD 取引「株価 CFD 取引」「株価指数 CFD 取引」の取扱銘柄につきましては、当社のホームページ (<http://www.svcsec.com>) でご確認ください。なお、対象銘柄の規制もしくは制度の見直し、または当社の判断により合理的に変更することがあります。

8. 取引単位

当社の提供する CFD 銘柄ごとの単位につきましては、当社のホームページ (<http://www.svcsec.com>) でご確認ください。なお、対象銘柄の規制もしくは制度の見直し、または当社の判断により合理的に変更することがあります。

9. 取引金額

当社の提供する CFD 取引における取引金額（約定金額）の計算式は以下のとおりです。

株価 CFD 取引：単価(ビット・オファー価格)×取引数量

株価指数 CFD 取引：単価(ビット・オファー価格)×取引数量×単位

10. 注文の有効期限

当社の提供する CFD 取引における注文の有効期限は、当社が定める範囲内でお客様が指定するものとします。

11. 決済

当社の提供する CFD 取引における建玉（ポジション）については、反対売買（売戻し又は買戻し）することで決済されます。なお、有価証券等の受渡し（現引き又は現渡し）による決済はできません。

12. 決済期限

「株価 CFD 取引」「株価指数 CFD 取引」ともに決済期限なくお取引いただけます。

※反対売買（売戻し、又は買戻し）による決済を行わない場合は、未決済建玉（ポジション）を毎営業日自動的にロールオーバーして翌営業日に繰り越します。

証拠金について

1. 証拠金の差入れ

CFD 取引をする際は、あらかじめ当社が定める現金（日本円）を当社に差入れてください。
なお、お客様から預託を受ける証拠金は、現金（日本円）の入金のみとなっており、外貨や
有価証券での差入れは受付けておりません。

2. 証拠金必要額

「株価CFD取引」、「株価指数CFD取引」の必要証拠金額は、総取引金額に以下の銘柄ご
とに定める証拠金率を乗じた金額となります。

詳細は、当社のホームページ（<http://www.svcsec.com>）でご確認ください。なお、対
象銘柄の規制もしくは制度の見直し、または当社の判断により合理的に変更することがあり
ます。

個別株式 CFD：20%以上（レバレッジ 5 倍以下）

株価指数 CFD：10%以上（レバレッジ 10 倍以下）

3. 証拠金必要額を下回った場合の取扱い

証拠金預託額が未決済の CFD 取引について計算した証拠金必要額を下回った場合（証拠金
使用率 100%に達した場合）、新たに注文を行うことはできません。

4. ストップアウト（ロスカット）の取扱い

お客様のポジションが値洗いによる評価損が発生し純資産が証拠金使用率 100%に達した
時点（証拠金必要額の 100%に割込んだ時点）で、損失の拡大を防ぐため、当社はお客様
に通知することなく、当社がお客様の計算においてすべてのポジションを強制決済するこ
とができるものとします。

強制決済の結果、預託している証拠金の額以上の損失が発生する可能性があります。またス
トップアウト（ロスカット）ルールに規定する値幅以上の損害が発生した場合においても、
当社はその責を負わないものとします。

なお、ストップアウト（ロスカット）ルールは、対象銘柄の規制もしくは制度の見直し、ま
たは当社の判断により合理的に変更することがあります。

5. 現金の引出し

差入れた現金は、建玉（ポジション）に対する証拠金余力（出金可能額）を下回らない範囲
で引き出すことができます。

6. 評価損益の取扱い

値洗いにより発生する評価損益は、純資産額に加算または減算されます。

7. 証拠金の返還

お客様が CFD 取引について建玉（ポジション）の決済を行った後の証拠金の全額出金、および返還可能額の出金につきましては、当該請求があった日から 4 営業日後に返還します。
なお、午後 3 時以降のご請求につきましては翌営業日の受付となります。

決済等に伴う金銭の授受

CFD 取引の決済等に伴うお客様と当社との間の金銭の授受は、次の計算式により算出した金銭を授受します。

単価差損益※×取引数量

※単価差損益＝決済された反対売買（売戻し、または買戻し）に係る取引単価と、当該反対売買（売戻し、または買戻し）の対象となった銘柄の買付単価、または売付単価に係る単価の差をいいます。

上記計算式は、国内株式銘柄の建玉（ポジション）を当日決済した場合の算出方法であり、決済日や取引銘柄などにより、以下の日歩、チケットフィー、配当金相当額、為替差損益が発生します。

- ・建玉（ポジション）をロールオーバーした場合、日歩が発生します。日歩についての詳細は、5 頁でご確認ください。
- ・最低取引金額未満のお取引の場合、チケットフィー（小額取扱事務管理費）が発生します。チケットフィーについての詳細は 5 頁でご確認ください。
- ・配当金が発生する銘柄を権利確定日に保有していた場合、配当金相当額が発生します。配当金相当額についての詳細は 5 頁でご確認ください。
- ・外貨建銘柄の場合、円に換算（ニューヨーク終値に（±0.5%））されますので、為替差損益が発生します。

益金に係る税金

個人が行った店頭における CFD 取引で発生した益金（売買による差益及びスワップポイント収益）は、「雑所得」として総合課税の対象となりますので、雑所得が年間（1 月 1 日から 12 月 31 日まで）20 万円を超えた場合には、確定申告をする必要があります。

詳しくは、所管の税務署、または税理士等の専門家にお問い合わせください。

その他 CFD 取引の仕組み、取引、手続き等について、不明な点やご質問がございましたら、当社カスタマーサポートまでお尋ねください。

その他確認事項

1. サービス内容の変更

当社はお客様に事前に通知をすることなく、提供するサービスの内容を変更することができるものとします。

2. 取得情報の個人利用

お客様は、本システムを利用して得られる数値、ニュース等の情報を、お客様の取引目的のみに利用するものとし、第三者への情報提供、営業目的の利用、情報の加工または再配信等、お客様の個人利用以外を目的とした利用を行ってはならないものとします。

3. 本説明書の変更

①本説明書は、法令諸規則などの変更、監督官庁の指示、または当社が必要があると判断した場合には変更されることがあります。

②①の変更内容は、当社ホームページ上 (<http://www.svcsec.com>) で開示するものとする。さらに、重要な変更については、お客様に通知するものとします。

③前項の通知が行われた後、お客様から15日以内に異議の申し出がないときは、同意したものとします。

4. その他

本説明書に定めのない事項または本説明書の履行につき疑義を生じた場合は、CFD取引約款および関係法令等に従うほか、双方誠意を持って協議し円満解決を図るものとします。

CFD 取引及びその委託に関する主要な用語の定義

□アスク

金融商品取引業者が価格を示して特定数量の商品を売り付ける旨の申出をすることをいいます。お客様はその価格で買い付けることができます。

□IFD（いふだん）

優先順位にある2つの注文を同時に出し、第1順位の注文が成立したら、第2順位の注文が有効になる注文。

□IFO&OCO（いふだん あんど おーしーおー）

IFD注文の1つが成立した時点で、OCO注文が有効となる注文。

□受渡日（うけわたしび）－Value Date

金銭の受渡が実行される日。

□売建玉（ポジション）（うりたてぎよく）

売付取引のうち、決済が終了していないものをいいます。

□売戻し（うりもどし）

買建玉（ポジション）を仕手舞う（買建玉（ポジション）を減じる）ために行う売付注文をいいます。

□OCO（おーしーおー）

同順位の2つの注文を同時に出して、一方が成立したら、もう一方が自動的にキャンセルされる注文。

□買建玉（ポジション）（かいたてぎよく）

買付取引のうち、決済が終了していないものをいいます。

□買戻し（かいもどし）

売建玉（ポジション）を仕手舞う（売建玉（ポジション）を減じる）ために行う買付注文をいいます。

□カバー取引（かばーとりひき）

金融商品取引業者がお客様を相手方として行う CFD 取引の価格変動によるリスクの減少を目的として、当該 CFD 取引と取引対象銘柄、売買の別等が同じ市場取引、市場デリバティブ取引または他の金融商品取引業者その他の者を相手方として行う取引をいいます。

□為替（かわせ）

隔地間で現金を使わずに資金の決済を行う手段・方法。

□金融商品取引業者（きんゆうしょうひんとりひきぎょうしゃ）

CFD 取引を含む金融商品取引を取り扱う業務について、金融商品取引法による登録を受けた者をいいます。

□指値（さしね）

ある価格を指定して行う注文。

□差金決済（さきんけっさい）

現物の受渡を行わずに、反対売買による差金の授受によって決済すること。

□CFD 取引（しーえふでいーとりひき）

CFD は、Contract for Difference の略であり、直訳すると差金決済。当社では証拠金を使って株価や株価指数などを売買する差金取引を称しています。

□証拠金（しょうきん）

CFD 取引を行うに当たって、取引の契約義務の履行を確保するために金融商品取引業者に対して差入れる金銭のこと。

□建玉（ポジション）（たてぎょく）

ポジション。売買契約成立後、未決済の契約のこと。

□デリバティブ取引（でりばていぶとりひき）

その価格が取引対象の価値（数値）に基づき派生的に定まる商品の取引をいいます。先物取引およびオプション取引を含みます。

□店頭デリバティブ取引（てんとうでりばていぶとりひき）

金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場および外国金融商品市場によらずに行われるデリバティブ取引をいいます。

□成行（なりゆき）

あらかじめ値段を定めないで行う注文。

□値洗い（ねあらい）

建玉（ポジション）について、毎日の市場価格の変動に伴い、評価替えする手続きを値洗いといいますが、

□ビット

金融商品取引業者が価格を示して特定数量の商品を買い付ける旨の申出をすることをいいます。お客様はその価格で売り付けることができます。

□日歩（ひぶ）

利息計算期間の単位を 1 日として、1 日あたりで表示される利息額。

□両建て（りょうだて）

同一の商品の売建玉（ポジション）と買建玉（ポジション）を同時に持つことをいいます。

□ロールオーバー

ポジションの繰越し・先延ばし。

□ロスカット（ストップアウト）

持っている建玉（ポジション）を反対売買することにより損を確定すること。

□ロスカット（ストップアウト）ルール

保有ポジションの損失が一定損失限度を超えた場合に、自動的に保有建玉（ポジション）の損切りを行うルール。

【連絡先】

カスタマーサポート

電話：0120-566-277または03-3661-0028

平日8：30～22：00

E-mail：support@svcsec.com

【苦情処理措置及び紛争解決措置の内容】

【苦情受付窓口】

コンプライアンス部

電話：03-3661-0335 月曜～金曜（祝祭日を除く 9:00～17:00）

ファックス：03-3661-0256

E-mail：compliance@sec.dmm.com

東京都中央区日本橋人形町 3-6-7

当社が加入する協会から苦情の解決及び紛争の解決のあっせん等の委託を受けた特定
非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（連絡先：0120-64-5005）
を利用することにより金融商品取引業等業務関連の苦情及び紛争の解決を図ります。

平成 20年6月 23日 制定

平成 22年 1月 28日 改訂

平成 22年 4月 1日 改訂

平成 22年 4月 30日 改訂

平成 22年 8月 30日 改訂

平成 22年 12月 27日 改訂

平成 23年 7月 15日 改訂

当社の概要等について

【商号等】

株式会社 DMM.com 証券（英文名：DMM.com Securities Co.,Ltd.）
金融商品取引業者 第一種金融先物取引業 商品先物取引業者
関東財務局長（金商）第 1629 号

【代表取締役】

谷川 龍二

【設立年月日】

平成 18 年 12 月 6 日

【沿革】

平成 18 年 12 月	会社設立
平成 19 年 8 月	証券業登録（関東財務局長（証）第 300 号）
平成 19 年 8 月	金融先物取引業登録（関東財務局長（金先）第 181 号）
平成 19 年 9 月	金融商品取引業者登録 第一種金融商品取引業 （関東財務局長（金商）1629 号）
平成 19 年 10 月	FX スポット取引サービス取扱開始
平成 19 年 11 月	FX オプション取引サービス取扱開始
平成 20 年 6 月	CFD 取引サービス取扱開始
平成 21 年 7 月	DMM FX 取引サービス取扱開始
平成 22 年 3 月	DMM CFD 取引サービス取扱開始
平成 23 年 1 月	商品先物取引業者の許可

【所在地】

〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町 3 - 6 - 7

【加入協会】

日本証券業協会（協会員番号 1105）
社団法人金融先物取引業協会（協会員番号 1145）
日本投資者保護基金
日本商品先物取引協会

【資本金】

73 億円（資本準備金：48 億 9 千万円）

【主な事業】

国内外の上場有価証券の取次ぎ業務
店頭デリバティブ取引業務（FX・CFD）
店頭商品デリバティブ業務

【苦情処理措置及び紛争解決措置の内容】

【苦情受付窓口】

コンプライアンス部

電話：03-3661-0335

E-mail：compliance@sec.dmm.com

当社が加入する協会から苦情の解決及び紛争の解決のあっせん等の委託を受けた特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（連絡先：0120-64-5005）を利用することにより金融商品取引業等業務関連の苦情及び紛争の解決を図ります。

.....

【連絡先】

カスタマーサポート

フリーダイヤル：0120-566-277

平日 午前8：30～午後10：00

ファックス：03-3661-0256

E-Mail：support@svcsec.com

〒103-0013

東京都中央区日本橋人形町 3-6-7

.....

店頭金融先物取引（SVC Trader、SVC FX）、店頭デリバティブ取引（SVC CFD）に関するお問い合わせは、上記連絡先で受け賜ります。

当社の概要等について

【商号等】

株式会社 DMM.com 証券（英文名：DMM.com Securities Co.,Ltd.）
金融商品取引業者 第一種金融先物取引業 商品先物取引業者
関東財務局長（金商）第 1629 号

【代表取締役】

谷川 龍二

【設立年月日】

平成 18 年 12 月 6 日

【沿革】

平成 18 年 12 月	会社設立
平成 19 年 8 月	証券業登録（関東財務局長（証）第 300 号）
平成 19 年 8 月	金融先物取引業登録（関東財務局長（金先）第 181 号）
平成 19 年 9 月	金融商品取引業者登録 第一種金融商品取引業 （関東財務局長（金商）1629 号）
平成 19 年 10 月	FX スポット取引サービス取扱開始
平成 19 年 11 月	FX オプション取引サービス取扱開始
平成 20 年 6 月	CFD 取引サービス取扱開始
平成 21 年 7 月	DMM FX 取引サービス取扱開始
平成 22 年 3 月	DMM CFD 取引サービス取扱開始
平成 23 年 1 月	商品先物取引業者の許可

【所在地】

〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町 3-6-7

【加入協会】

日本証券業協会（協会員番号 1105）
社団法人金融先物取引業協会（協会員番号 1145）
日本投資者保護基金
日本商品先物取引協会

【資本金】

82億5千万円（資本準備金：58億4千万円）

【主な事業】

国内外の上場有価証券の取次ぎ業務

店頭デリバティブ取引業務（FX・CFD）

店頭商品デリバティブ業務

【苦情処理措置及び紛争解決措置の内容】

【苦情受付窓口】

コンプライアンス部

電話：03-3661-0335

E-mail：compliance@sec.dmm.com

当社が加入する協会から苦情の解決及び紛争の解決のあっせん等の委託を受けた特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（連絡先：0120-64-5005）を利用することにより金融商品取引業等業務関連の苦情及び紛争の解決を図ります。

.....
【連絡先】 カスタマーサポート

フリーダイヤル：0120-566-277

平日 午前8：30～午後10：00

ファックス：03-3661-0256

E-Mail：support@svcsec.com

〒103-0013

東京都中央区日本橋人形町 3-6-7

.....
店頭金融先物取引（SVC Trader、SVC FX）、店頭デリバティブ取引（SVC CFD）に関するお問い合わせは、上記連絡先で受け賜ります。